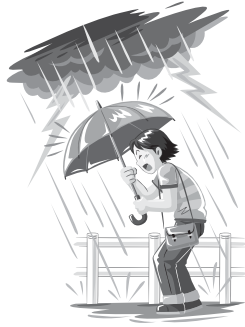




5月は「水防月間」

我が国は、自然的・社会的環境から洪水などによる災害を受けやすく、毎年のように豪雨や台風による洪水が全国各地で発生しています。

梅雨や台風の時期を迎えるにあたり、市民一人ひとりが水防の重要性や備えなど、水防に対する理解と関心を深めていただく期間です。



災害に備えて次のことを心がけましょう。

- 自らすすんで、テレビやラジオの気象情報から災害や警報・注意報の情報を得るようにする
- 自らの指定避難所や避難経路は、あらかじめ家族で決めておく
- 最低3日分の食料、常備薬、下着類などを入れた非常用持ち

出し袋などを準備しておく

※指定避難所などは、市ホームページや市発行の「もしもの時の防災ガイド」でご確認ください。

【おさがか防災ネット・ポータルサイト (<http://www.osaka-bousai.net/>)】

インターネットやメール通知で災害情報などをお知らせしています。

登録すれば防災情報メールが送付されます。

登録方法

① QRコードを読み取るか、Touroku@osaka-bousai.net に空メールを送信してください。

② 「登録用URL」が返信されます。

③ 返信されたメールの「登録用URL」へアクセスし、登録をお願いします。

※登録料・利用料は無料ですが、メールの送受信にかかる通信料は必要です。



▲QRコード

【河川防災情報 (<http://www.osaka-kasen-portal.net/suib>)】

ou)】

河川の現在の状況をわかりやすい絵と色、画像でお知らせします。市町村別に付近の河川を選べます。

問合先 市民協働課

5月は「宅地防災月間」

造成中の急斜面、無理な積み方をした石垣、風化の著しい崖面などは、長雨、大雨などにより思わぬ災害を引き起こすことがあります。宅地災害は、いったん起こると家屋や家財、ときには尊い人命にかかわることもなりかねません。

大雨が予想される梅雨期を前に、宅地造成工事などによって起こる崖崩れや土砂の流出による災害発生を未然に防ぎ、宅地災害をなくすため、府や市、消防署や警察署、関係機関などが協力し宅地防災事業を実施します。

● 防災パトロール

パトロール隊が、宅地造成地や土砂採取地などの安全性などを点検・指導します。

● 宅地防災技術研修会

宅地造成事業者や設計者などを対象に宅地防災に関する技術研修会を5月下旬に開催します。詳しくは府 建築指導室ホームページ

ページやチラシをご覧ください。

【家庭でも宅地災害を未然に防ぐ点検をお願いします】

自宅の周辺を点検し、必要なときは早急に適切な処置をしましょう。

- 石垣、擁壁に亀裂などが入っていないか、水がしみ出していないか
- 石垣、擁壁などの水抜き穴からうまく水が流れ出ているか
- 地盤が沈下していないか
- 排水用の溝に泥などがつま

らないか

ていないか

※詳しくは府 建築指導室発行の「石積み・ブロック積みよう壁の自己診断マニュアル」をご覧ください。マニュアルは府建築指導室ホームページでもご覧いただけます。

チラシ配布・相談・問合先

● 都市計画課 (りんくうタウン 駅ビル東棟2階 ☎447・8124)

● 府 審査指導課 (☎06・6210・9720)

かんくうNEWS

問合先 関西空港案内 (☎455-2500) ホームページ <http://www.kansai-airport.or.jp/>

■ 関西空港からのフライトがますます充実!

今年の春から夏にかけて、関西空港の国際線ネットワークがさらに充実します。4月28日より、S7 (エスセブン) 航空が、ウラジオストク線を週2便新規就航しています。さらに、エアアジアXが、6月28日より、ホノルル (ハワイ) への路線を週4便、新規就航します。関西空港からホノルルへの路線は、デルタ航空と日本航空も増便しており、ますますご利用いただきやすくなっています。

また、5月14日より、エア・カナダが、昨年ご好評いただいたバンクーバーへの路線を毎日運航します。この便は、関西空港からカナダへの唯一の直行便となります。便利で楽しい関西空港をぜひご利用ください。

■ 「ファーストキャビン関西空港」オープン!

3月30日に、飛行機のファーストクラスをイメージしたコンパクトホテル、「ファーストキャビン関西空港」がオープンしました。第1ターミナルビルと第2ターミナルビルの両方へのアクセスが容易なエアプラザ内に位置し、お客様に24時間快適な空間を提供します。

関西空港からお出かけの際はぜひご利用ください。

救急安心センターおおさか

病気やケガなどで「病院に行った方がいいのか?」「診てもらえる病院を教えてください?」「応急手当の方法は?」など、判断に困った場合の救急電話相談や病院照会に応じるサービスです。

相談員・看護師が、医師の支援体制のもと24時間365日みなさんの相談にお答えします。緊急性が高いときは、すぐに救急車を出場させるなど、1本の電話でみなさんに安全・安心を提供いたします。

☎ #119… 固定電話 (プッシュ回線)・携帯電話・PHS
☎ 06・6582・7119… 固定電話 (ダイヤル回線)・IP電話

※緊急時には迷わず119番をしてください。健康相談、介護相談、現在かかっている病気の治療方針や薬などの相談はお受けできません。

【小児救急電話相談】

大阪府では、夜間の子どもの急病で、「病院へ行ったほうがいいか?」「などの判断に迷ったとき、保健師や看護師が小児科医の支援体制のもと、相談に応じています。

相談日時 毎日午後8時～翌朝8時

☎ #8000… 固定電話 (プッシュ回線)・携帯電話・PHS
☎ 06・6765・3650… 固定電話 (ダイヤル回線)・IP電話

【救急隊からのお願ひ】

「救急車で行けば早く診てもらえるから」「病院の場所が分からないから」などの救急要請は、本当に救急車を必要とする人の救命活動に支障をきたします。

す。みなさんの適正な利用をお願いいたします。

問合先 消防本部警備課
☎ 469・0119
Fax 460・2119

きけん!公園の駐車場で遊ばないようにしましょう

末広公園、りんくう中央公園など、公園の駐車場で遊ぶ行為は事故の原因になりますのでやめましょう。特にボールを

使った遊びなどは、公園施設だけでなく駐車している車両の破損につながるなど、その他の公園利用者にとって重大な迷惑行為になります。

また、市管理の公園でスケートボードができるのは、末広公園山側のスケートボードコーナーだけです。駐車場内でスケートボードをするのは大変危険ですので絶対にやめましょう。

問合先 道路公園課

耐震診断費用・耐震改修工事の一部を補助します

泉佐野市では地震に備えた住宅の耐震化へ、工事費などの一部を補助します。 ※事業開始は国および府の補助額確定後

補助金	対象	金額
耐震診断	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅(長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているもの)で、耐震診断技術者により耐震診断を実施するもの	耐震診断に要した費用(1,000円/㎡を限度とする)の10分の9で、1戸当たり4万5千円限度
耐震設計	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築され、耐震診断の結果、耐震性が不足している木造住宅(長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているもの。賃貸住宅は除く)	耐震設計に要した費用の10分の7で、1戸当たり10万円限度
耐震改修	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築され耐震診断の結果、耐震性が不足している木造住宅(長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているもの。賃貸住宅は除く)で、耐震設計を行った後、改修することにより耐震性が確保されること	1戸当たり70万円限度で、限度額未済の場合はその額(年間所得の低い人は90万円)
住宅改造	耐震改修補助による耐震改修工事と同時に同一棟で実施する住宅リフォーム工事	1戸当たり40万円限度で限度額未済の場合はその額
住宅除却	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築され、耐震性が不足していると判定された木造住宅(長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているもの。賃貸住宅は除く)	1戸(長屋、共同住宅は1棟)当たり80万円限度で、限度額未済の場合はその額

問合先 都市計画課 (りんくうタウン駅ビル東棟2階 ☎447-8124)
※それぞれの受給には、条件がありますので事前に問い合わせてください。補助件数は、予算の範囲内となります。

昨年実施した日根荘大木の里コスモス園

昨年10月15日～30日に開催した日根荘大木の里コスモス園は、「宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業」による宝くじの助成金で開催し、16日間で約1,600人のみなさんに訪れていただき盛況に終えることができました。



問合先 教育総務課

問合先 環境衛生課

檀波羅公園墓地使用のみなさん
こんなときには手続きを
檀波羅公園墓地の使用にあたり、左記の事項が生じた時は手続きが必要です。
●使用者がなくなったとき
●使用者の住所、氏名などを変更したとき
●使用許可証を紛失したとき
●お墓に埋葬・改葬するとき
●墓地を市へ返還するとき
※詳しくは問い合わせてください。

税 問合せ先 税務課

固定資産税・都市計画税納税通知書、軽自動車税納税通知書を5月初旬に送付します

納税通知書が5月中旬までに届かない場合は、問い合わせてください。今年度より、市のシステム変更に伴い、納税通知書の様式が変わりました。

【固定資産税・都市計画税納税通知書】

納税通知書（土地・家屋）には、面積、評価額、税額などを記載した課税資産明細書も添付しています。

【軽自動車税納税通知書】

納税通知書に添付した「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」は、検査受け時に使えますので、検査証と一緒に保存してください。□座振替の人には、振替終了後に証明書を送付します。

※納税証明書欄に「*」が入っているもの、金融機関などの領収印がないものは使用できませんので、税務課で納税証明書の交付を受けてください。

【軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の延長】

平成27年度税制改正で実施されたグリーン化特例（軽課）措置が1年間延長になりました。これにより、平成28年4月～平成29年3月に新規取得した三輪、四輪の軽自動車で、一定の基準を満たす車両については、平成29年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例（軽課）が適用されます。

減免制度

【固定資産税】

収入が少ない高齢者などが所有する居住用資産（土地・家屋）のうち、一定の要件を満たすものに減免制度があります。詳しくは広報4月号をご覧ください。
申請期限 納期限（今年度第1期分は5月31日※）まで
必要なもの 平成29年度納税通知書、印鑑、「個人番号カード」または「通知カードと身元証明書」

【軽自動車税】

次の軽自動車などには減免制度があります。
● 身体などに障害を有する人が所有している
● 生計を同じくする人が所有し、身体などに障害を有する人のために使用している

● 専ら身体障害者などの利用に供するための構造のもの
申請期限 5月31日※
必要なもの 印鑑、身体障害者手帳、運転免許証、「個人番号カード」または「通知カードと身元証明書」

よくある疑問に答えます

【都市計画税】

Q 固定資産税とあわせて都市計画税を納めています。都市計画税とはどのような税ですか？

A 都市計画税は、使途が特定されている目的税で、都市計画事業や土地区画整理事業などの事業費用にあてられています。例えば、街路や公園の整備、下水道の普及、駅前再開発など、泉佐野のまちの都市環境を整備するために使われています。

平成27年度都市計画税収入額
：13億9,856万円

【大阪府域地方税徴収機構】による共同徴収
平成27年度より大阪府域において「大阪府域地方税徴収機構」が設置され、本市を含む府内30市町と大阪府が市税・府税の共同徴収を実施しています。対象者には順次、徴収機構への「引継予告書」を送付し、府職員と市町職員による共同徴収が実施されます。

市税は納期限内に納めましょう

【5月は固定資産税・都市計画税・軽自動車税の納期月です】

第1期および軽自動車税の納期限は5月31日※です。納付書裏面に記載の金融機関（銀行・農協・郵便局など）、コンビニエンスストア、市役所などで、忘れずに納めてください。
※口座振替で納付の場合は、通知書の税額が、指定口座に残っているか確認してください。（領収書は送付しませんので、通帳記帳などで確認してください。）

●延滞金

納期限までに納税しない場合は、本来納めるべき税額のほかに延滞金をあわせて納めていただくこととなります。

●さらに滞納が続くと

納期限までに納めた納税者との公平を保つため、また、大切な市税を確保するために、滞納している人の財産（不動産、預貯金、給料など）をすべて調査し、それらを差し押さえることとなります。

【市税の納付は便利な口座振替で】

市税の納期限日に、指定の口座から振替えて納付いただくことができます。納期ごとに納めに行く手間が省け、納め忘れもなくなります。ぜひ、便利な口座振替をご利用ください。口座振替を希望する場合は、通知書に同封する申込書記載の申込期限を確認して取扱金融機関または税務課窓口に応じ込んでください。

税務署からのお知らせ ～e-Taxをご利用ください～

国税電子申告・納税システム(e-Tax)とは、税務署や金融機関の窓口に行かなくても、所得税、法人税、消費税、酒税、印紙税などの申告、すべての税目の納税、申請・届出などの手続が、自宅やオフィスあるいは税理士事務所などから、インターネットを利用してできるシステムです。
※e-Taxに関する詳細は、e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>)へアクセスしてください。
問合せ 泉佐野税務署 (☎462-3471)

大阪府からのお知らせ ～自動車税の納期限は5月31日※です～

納税通知書に記載の金融機関、府内の郵便局、コンビニエンスストア、クレジットカード（インターネットによる手続き）で納期限までに納めてください。
問合せ 大阪府自動車税コールセンター (☎0570-020156)

後期高齢者医療制度
問合先
 ●大阪府後期高齢者医療広域連合資格管理課：(☎06・4790・2028 Fax06・4790・2030)
 ●国保年金課

平成29年度の保険料

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに設定しています。

平成29年度は、被保険者均等割額51,649円、所得割率10.41%により保険料を算定します。(平成28年度と同じ)

■保険料の軽減

①世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額(51,649円)が下表のとおり軽減されます。

●基礎控除額などは、税法改正などで変動することがあります。

●軽減を判断する「総所得金額等」には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。

●国民健康保険と同様に、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の人については、公的年金等に係る所得金額から

平成29年度の保険料の算定方法 (大阪府)

$$\text{年間の保険料 (*1)} = \text{被保険者均等割額 (被保険者1人当たり 51,649円)} + \text{所得割額 (賦課のもととなる 所得金額 (*2) × 所得割率 10.41%)}$$

(*1) 保険料の年額の限度額は57万円です。

(*2) 所得割額の算定にかかる賦課のもととなる所得金額は前年の総所得金額および山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地等の譲渡所得など)の合計額から基礎控除額33万円を控除した額です。(雑損失の繰越控除額は控除しません。)

所得の判定区分	軽減割合	均等割額(年額)
①下欄②に属する人で、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他各種所得が0円	9割	5,164円
②世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が33万円以下	8.5割	7,747円
③世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が(33万円+27万円×被保険者数)以下	5割	25,824円
④世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が(33万円+49万円×被保険者数)以下	2割	41,319円



15万円が控除されます。
 ●世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。
 ②所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定にかかる被保険者の所得が58万円以下(年金収入のみの場合)、その収入が211万円以下)の人は、所得割額が2割軽減されます。

③後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人は、所得割額は課されず、被保険者均等割額が7割軽減されます。
 ④軽減対象となる人の判定は、大阪府後期高齢者医療広域連合が市から提供された所得情報に基づいて行いますので、被保険

者のみなさんから申請をいただく必要はありません。ただし、所得情報がない場合は判定ができませんので、国保年金課への簡易申告などが必要です。
問合先
 ●大阪府後期高齢者医療広域連合資格管理課 ☎06・4790・2028 Fax06・4790・2030
 ●国保年金課



**国民健康保険
国民年金**

**こんなときは
国民年金の届出を！**

届出がないと、国民年金の納付や受給ができなくなることもありますので、忘れないようにしましょう。

●20歳になったとき（厚生年金や共済組合などの加入者以外の人）

●20歳から60歳の間で会社を退職したとき（厚生年金や共済年金の加入者でなくなったとき）

※扶養されていた配偶者も手続きが必要です。

●扶養されていた配偶者が、一定の収入があるなどの理由で扶養されなくなったとき

問合先 国保年金課

**泉佐野市国民健康保険加入のみなさんへ
特定健康診査を受けましょう！
（健康マイレージ対象 40～74歳は必須項目）**

特定健康診査を受診して自分の健康状態を知り、生活習慣病予防に役立てましょう。5月中旬頃、対象者に特定健康診査を無料で受診できる受診券を郵送します。

※国民健康保険の資格を喪失した人、今年度中に人間ドックを受診した（受診予定含む）人は受診できません。また、受診券の紛失や届かない場合は、問い合わせてください。

期間 受診券が届いた日～来年3月31日

対象 40～74歳の本市国民健康保険加入者

受診機関 受診券と同封の一覧表にある医療機関（医療機関への予約が必要）。健診センター（市役所本庁舎南側）などで実施する集団健診については、下表をご覧ください。

持ち物 国民健康保険証、特定健康診査受診券、前年度の健診結果（受けた人のみ）

問合先 国保年金課

集団健診

健診場所 健診センター（市役所本庁舎南側）（*）11月1日のみ新町町会館

申込 各申込期間の午前8時30分～午後7時（日曜日、祝日、12月29日（金）～来年1月3日（水）除く）にフリーダイヤル ☎0120-611-007 聴覚障害者用 Fax072-800-7152へ

※健診日は下表を参照。特定健診のみの受診も可。定員になり次第受付終了です。申込期間終了後の予約変更・キャンセルも申込時のフリーダイヤルへ

申込初日は、電話がつながりにくい場合がありますので、ご了承ください。

問合先 国保年金課

健診日（午前）	特定健診とセットできる検診	申込期間
7月21日（金）	結核・肺がん、胃がん、大腸がん	5月30日（火）～6月23日（金）
23日（日）	結核・肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん	
24日（月）	結核・肺がん、胃がん、大腸がん	
9月25日（月）	結核・肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん	6月13日（火）～8月29日（火）
26日（火）		
29日（金）		
10月1日（日）	結核・肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん	7月18日（火）～9月26日（火）
10月31日（火）		
11月1日（水）（*）		
2日（木）	結核・肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん	11月17日（金）～来年1月19日（金）
来年 2月16日（金）	結核・肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん	
18日（日）	結核・肺がん、胃がん、大腸がん	
19日（月）	結核・肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん	
21日（水）	結核・肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん	

※上記電話予約とは別に、「特定健診・がん検診受診促進キャンペーン」として各フリーダイヤル申込期間初日の1週間前に先行予約を実施します。5人以上での申込で、通常の受付に先行して予約の申込ができます。電話での予約混雑をさけることができます。

詳しくは、特定健診受診券と同封のチラシをご覧ください。

